

平成28年第4回防府市議会定例会会議録（その2）

○平成28年9月8日（木曜日）

○議事日程

平成28年9月8日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	高 砂 朋 子 君	2 番	山 田 耕 治 君
3 番	木 村 一 彦 君	4 番	橋 本 龍 太 郎 君
5 番	吉 村 弘 之 君	6 番	安 村 政 治 君
7 番	松 村 学 君	8 番	上 田 和 夫 君
9 番	行 重 延 昭 君	10 番	中 林 堅 造 君
11 番	清 水 浩 司 君	12 番	藤 村 こ ず え 君
13 番	和 田 敏 明 君	14 番	山 本 久 江 君
15 番	河 杉 憲 二 君	16 番	山 根 祐 二 君
17 番	山 下 和 明 君	18 番	三 原 昭 治 君
19 番	久 保 潤 爾 君	20 番	田 中 健 次 君
21 番	田 中 敏 靖 君	22 番	平 田 豊 民 君
23 番	今 津 誠 一 君	25 番	安 藤 二 郎 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 中 村 隆 君

教 育 長 杉 山 一 茂 君 代 表 監 査 委 員 中 村 恭 亮 君
総 務 部 長 藤 津 典 久 君 総 務 課 長 河 田 和 彦 君
総 合 政 策 部 長 平 生 光 雄 君 生 活 環 境 部 長 岸 本 敏 夫 君
健 康 福 祉 部 長 林 慎 一 君 産 業 振 興 部 長 神 田 博 昭 君
土 木 都 市 建 設 部 長 友 廣 和 幸 君 入 札 検 査 室 長 内 田 和 男 君
会 計 管 理 者 山 内 博 則 君 農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 司 透 君
監 査 委 員 事 務 局 長 平 井 信 也 君 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 賀 谷 一 郎 君
消 防 長 三 宅 雅 裕 君 教 育 部 長 末 吉 正 幸 君
上 下 水 道 局 長 清 水 正 博 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岩 田 康 裕 君 議 会 事 務 局 次 長 栗 原 努 君

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 御起立をお願いします。おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。3番、木村議員、4番、橋本議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりの一般質問でございます。

通告の順序に従い進行したいと思いますので、よろしくをお願いします。

これより質問に入ります。最初は、5番、吉村議員。

〔5番 吉村 弘之君 登壇〕

○5番（吉村 弘之君） 皆さん、おはようございます。「自由民主党一心会」の吉村でございます。きょうは9月議会の一番トップバッターということで、執行部の真摯なる答弁をよろしく願いいたします。

大きくは2つのことについてお伺いしたいと思います。

まず最初に、地域づくり一括交付金制度導入についてということでございます。

現在防府市では、平成21年5月、市内の各種団体の代表で構成される防府市地域コミュニティ検討会を設置し、平成23年2月に新たな地域コミュニティづくりに向けての基本方針を策定しております。そして、そのような中で、当初は平成24年度以降の早い段階での新たな地域コミュニティの構築を目指していたところ、現在のホームページを見ますと、平成32年度までの早い段階ということになっております。

少子高齢化や国・地方の財政難、住民ニーズの多様化など、地域を取り巻く環境、新たな課題は、どこの自治体においても共通する課題と言えます。これらの課題に対し、市民協働による地域まちづくり事業を地域が主体的に取り組むことを支援するために、池田市、総社市、大分市などでは、小学校区単位のまちづくり協議会で交付金の使途を決定して運用する事業を行っているところです。

本市においても、地域にさまざまな支援、補助事業がありますが、本市における地域への補助事業の現状と課題についてお尋ねし、地域づくり一括交付金制度導入についてお伺いします。

この新しい地域コミュニティについては、当初、平成23年の早い段階ということがあったときに、議会で諸先輩方がいろんな質問をされております——も踏まえて質問させていただきます。

まず第1点目、住民自治を進める上で、地域コミュニティの基礎的、地縁的組織は単位自治会が果たしてきた役割についてどのような評価をしているか。

新たな地域コミュニティ組織の構築の今の現在の進捗について。

3番目、自治会に対する既存の各種補助金への要望に対する対応について。

4つ目、地域コミュニティに対する一括交付金制度の導入についてお伺いします。よろしくお願ひいたします。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、本市におきましては、現在255の自治会、町内会がございまして、防災、福祉、青少年の健全育成、環境美化、交通安全、防犯など、地域の諸問題の解決や地域のさまざまな行事を通じた住民の連帯意識の向上のため、自主的な活動を行っていただいております。

また、市からの行政情報の周知とともに、地域の皆様の御意見を市へお届けいただくなど、市と地域のパイプ役として、御協力いただいているところでもございます。

さて、単位自治会が果たしてきた役割について、どのような評価をしているのかとのお

尋ねてございましたが、地域の皆様にとりまして一番身近な存在である単位自治会は、先ほど申し上げましたように大変重要な役割を担っていただいております。地域を支えていただく協働のパートナーとして、なくてはならない存在であると認識しております。これまでの自治会の皆様の御尽力に感謝申し上げますとともに、引き続き御協力をお願いするものでございます。

次に、新たな地域コミュニティ組織の構築の進捗についてのお尋ねでございますが、平成20年2月8日に防府市行政改革委員会から答申を頂戴し、検討いたしました結果、防府市地域コミュニティ検討協議会において、平成21年7月から平成25年3月までの間に11回にわたり、新たな地域コミュニティ組織の構築に関する協議を行っていただきました。

その中で、平成23年2月に取りまとめられた「新たな地域コミュニティづくりに向けての基本方針」について、市内15地域に出向いて御説明申し上げ、地域の皆様から、多くの御意見を頂戴いたしました。

そのいただいた御意見の中から、問題点、課題の整理を行ったところ、包括的な組織づくりや人材の育成が大きな課題となっておりますことから、この課題解決の一つとして、地域が一体となって自主的に地域づくりに取り組む機運の高まりが見られる小野地域や富海地域におきまして、昨年度から山口県立大学サテライトカレッジ「みんなで地域づくりを考えよう！」を開講し、組織づくりや人材育成の支援を行っているところでございます。

このような、地域づくりをお考えいただく機会を通して、地域の組織づくりや人材育成が進んでいくことで、新たな地域コミュニティ組織の理解が深まり、まさにこのことが組織の構築につながっていくのではないかと考えているところでございます。

次に、自治会に対する既存各種補助金への要望に対する対応についてのお尋ねでございますが、御要望をいただきました補助金の額や対象、条件等につきましては、県内他市の状況等を参考に、必要に応じて見直しを行ってきております。

その主なものを申し上げますと、「防犯灯設置・取替補助金」につきまして、防犯灯の灯柱やLED防犯灯を順次補助対象に加えるとともに、本年4月からは通学路等の特定の場所へ設置する防犯灯の補助額を増額いたしております。

また、地区公共用施設補助金につきましては、自治会館の修繕等に係る費用の補助上限額の増額や、壁かけエアコンの補助対象への追加等を行いまして、本年4月からは工事費が30万円未満のバリアフリー化工事に係る5年の制限を撤廃いたしましたところでございます。

今後とも、皆様の御意見に耳を傾け、市の財政状況等を勘案しながら、御要望に対応し

てまいりたいと存じます。

最後に、地域コミュニティに対する一括交付金制度導入についてのお尋ねでございますが、これは地域の各種団体に対して個別に交付しております補助金にかえて、新たな地域コミュニティ組織に対して、用途を限定しない交付金を交付するものでございまして、地域固有の課題解決のために交付金を重点的に充てることによって、地域の自主性・自立性のもと、個性を生かした地域づくりが可能となります。

しかしながら、その一方で、交付金の適正な管理や、公平かつ民主的な配分が求められるといった課題がございますことから、この一括交付金につきましては、地域の皆様からも懸念される御意見を多数いただいております、現段階では一括交付金の導入は難しいのではないかと考えております。

今後、新たな地域コミュニティ組織の構築についての理解を深めていただく中で、改めて検討してまいりたいと存じますので、御理解のほど、お願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員。

○5番（吉村 弘之君） 御答弁ありがとうございます。

当初、平成23年からいろんな協議が重ねられて、各地域へ出向いて説明されているということでした。当初、私たちも早くこれが進むんじゃないかということで期待しておりましたが、今のところ、ちょっと難しいような状況になっていると思います。

その中で今現在、防府市の防府市参画及び協働の推進に関する条例というのがありまして、また別個で協働事業提案制度というのが今、検討されております。私としては、最初に地域の一括交付金化が先あって、地域の組織とか人づくりをちゃんとやっていただいた後に、そういう協働提案事業ということで、いろんなものが市民の皆さんから提案していただくというのが一番望ましいんじゃないかなと思っておりましたが、今ちょっとお聞きするとやっぱり、各地域の固有の問題とか、まだ組織ができていないとか、それを一括で渡してしまうとそのお金の管理ができないとか、その配分が問題あるとか、やっぱり突き詰めていきますと、その地域づくりっていうのは組織とか人づくりなんだなというふうに感じております。

ただ、先ほどありましたように、小野とか富海にそういう、カレッジというか、県立大学の協力を得てやっておられるということの中で、地域によっては人づくりとか組織づくりがうまくいってるところがあると思います。ぜひ、そういうところから、できるところからやっていただいたり、まず組織とか人づくりのために積極的に市のほうも関与していただいて、地域コミュニティ組織をできるように頑張りたいと思います。

そこで、ちょっと再質問をさせていただきます。先ほど言いましたように、防府市参画及び協働の推進に関する条例に基づきまして、協働事業提案制度について、今、協議会で審議されております。この事業と地域コミュニティ組織の構築との関係はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

もう一つ、2番目として、地域コミュニティ組織の構築を目指し、平成32年度までのスケジュールはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目の地域コミュニティ組織の構築との関係についてのお尋ねでございますが、防府市参画及び協働の推進に関する協議会から御提言をいただきました協働事業提案制度につきましては、市民等及び市長等が、協働による事業を相互に提案するための制度でございます。この提案制度の市民等の中には、地域住民組織、地域コミュニティをはじめ、さまざまな市民活動団体等が含まれておりますことから、この提案制度がさまざまな団体等において活用され、地域課題が解決されていく中で、これをきっかけとして新たな地域コミュニティ組織の構築につながっていくことを期待しているところでございます。

次に、2点目の32年度までのスケジュールについてのお尋ねでございますけれども、新たな地域コミュニティ組織の構築を32年度までといたしておりますが、先進地の事例を見ましても、行政からの押しつけでは決してうまくいくものではないというふうな認識を持っておりますことから、スケジュールをお示しすることはできませんが、市長が先ほど御答弁申し上げましたように、まずは富海地域や小野地域のように地域が一体となって自主的に地域づくりに取り組む機運の高まりの見られるところから、組織の構築に向け、しっかりと支援を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員。

○5番（吉村 弘之君） ありがとうございます。

地域コミュニティの組織づくりが今、難しいという中で、協働事業提案制度というのが今、検討されております。これについてはもう、協議会が複数審議されて前に進みそうな感じがします。この中で、先ほどの地域の一括交付金と申しあげましたけど、そういうんじゃないなくても地域が抱える課題を解決する分については、積極的にこの協働提案事業の枠を広げていただいて、地域課題の課題に向けてちょっと前進していただいて、そういう分

でどこの地域が積極的に地域の課題に向けて取り組んでるかっていうのが見えていると思います。その中で、どの地域が今度、一括交付金に向けてモデルになりそうなんだなというのが多分、わかってくるんじゃないかと思います。

ぜひ、今の議会報告会でも地域に出向いて、いろいろ言っておりますけども、地域の課題はたくさんあります。その中で積極的に取り組んで、組織がちゃんとして人がちゃんとやってくれるところにはお金が、つけるんだよというのを、多少でもいいですから、協働提案事業のほうを先行される予定だと思いますので、こちらのほうでやっていただいて、なるべくなら早い時期に、32年までに地域コミュニティができる、できたところからやっていただいて、先進事例の他市の市では繰り越してもいいとか、市と地域の行事とかお祭りにも使えるとか、すごく使いやすい事業になっております。

先進事例もありますし、そういう防府市の場合は協働事業提案制度のほうが先行するのであれば、その中で地域枠じゃないですけど、地域課題解決に向けての分には積極的にお金をつけてあげていただくことを要望して、この項の質問を終わらせていただきます。

次に2つ目の日銀のマイナス金利政策による市財政の影響についてでございます。

今の日本銀行は、2016年1月26日にマイナス金利の導入を決定しております。こうした日本銀行のマイナス金利政策は地方財政にも影響を与えており、その例としては、債券利回りの低下による地方財政へのプラス効果でございます。具体的には新規債券調達に加え、残存期間の長い地方債の借り換えを進めることによる利払い費の負担の軽減と、その長期固定化が可能となっていることです。

また、財務省の補償金なしでの借換制度が新たに導入されたことも、地方財政を飛躍的に改善させています。一般会計に限らず、収益事業を行う公共下水道事業をはじめとする地方公営企業においても、財務体質の改善が期待できるところでございます。

もともとは、地方債発行には国の許可が必要でありましたが、国の財政負担増と地方への権限委譲が進むにつれ、平成18年度に地方公共団体の地方債発行に関して、許可制から協議制に制度改正が行われ、平成24年度からは民間等の資金債に係る届出制度が導入されました。その結果、国からの借り入れは減少し、民間からの資金調達が増加することになり、地方債発行事務の内容も変化していくことになったところです。

中期財政計画によれば、防府市の借金、いわゆる地方債は、一般会計で約400億円を超える状況であり、クリーンセンター整備に伴う借入金の元金の償還開始により、平成29年度から大幅に増加し、40億円前後の元利償還が続くことが見込まれております。また、平成26年度に支払った借金の金利、これについては4億6,000万円に上っております。この間の上下水道の決算特別委員会でも、いろんな債券の金利が示されておま

して、高いのは2%を超えておりますし、低いのは0.何%と、1%を切ってる状況です。
そこで質問させていただきます。

1点目、日銀のマイナス金利政策による市財政への影響はどのように考えておられるでしょうか。

2番目、低金利による市債への効果額は幾らになるでしょうか。

3点目、高利の市債等を低利の市債に借り換えたほうが有利であると考えますが、それについてはどうでしょうか。

お答えよろしく申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員の質問に対する答弁を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

まず、日本銀行のマイナス金利政策による市財政への影響についてのお尋ねでございますが、平成28年2月のマイナス金利の運用開始後、長期金利をはじめとして住宅ローン金利や貸出金利などが相次いで引き下げられ、金利全般が低下傾向にあることから、地方自治体への影響としては、地方債の利子負担が抑制されるというプラスの影響があるものと言われております。

そこで、本市が発行いたしました市債の利率を、マイナス金利導入前後で比較いたしますと、マイナス金利導入前は0.2%から1.0%の範囲でございましたが、導入後には0.08%から0.6%の範囲に低下しております。具体的に臨時財政対策債で申し上げますと、導入前の利率は0.4%でございましたが、導入後には0.1%に低下しております。

このように、マイナス金利の導入は、本市にとりましても市債の利率の低下というプラスの影響としてあらわれているところでございます。

次に、低金利による市債への効果額についてのお尋ねでございますが、ここでは、マイナス金利導入前に策定いたしました中期財政計画における利子の見込み額と導入後の発行実績に基づく利子との差額を効果額といたしまして、御説明いたします。

中期財政計画で見込んでおりました平成27年度新規発行分に係る平成28年度の利子、約3,460万円と、マイナス金利導入後の発行実績に基づく利子、約1,320万円との差額、約2,140万円が1年間で削減されたこととなります。

最後に、高金利の市債から低金利の市債への借り換えについてのお尋ねでございますが、議員御紹介の補償金免除の繰上償還は、金利5%以上の財政融資資金を対象として、平成19年度から平成24年度までの臨時特例措置として実施されたものでございます。現在本市が有しておる市債につきましては、繰上償還の際に補償金が必要となりますことから、

金利の低下による効果は望めないため、借り換えは不要であると考えております。

今後の金融政策の動向でございますが、日本銀行がマイナス金利政策も含めたこれまでの金融政策の統括的な検証を、9月の金融政策決定会合で行うこととされており、追加の金融緩和策が打ち出される可能性もございます。その場合、本市が資金調達するに当たって好条件が続くことも見込まれるところですが、市債の発行は金利の高低にかかわらず、償還について後世に負担をお願いするものでございますことから、今後も本市にとって真に必要な事業の選択と効率的な財政運営により、財政規律の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員。

○5番（吉村 弘之君） 御答弁ありがとうございました。

私がなぜこのマイナス金利政策の質問させていただいたかといいますと、今の民間企業も景気が悪いと言いながらも、徐々に市民税等が防府市の場合上がってきております。この中で今、そういう市税の増収分に見合う事業をしていただきたいなと思うことと同時に、マイナス金利政策によって見えない部分で効果が上がっているというか、今、約1年間で利子が下がった分だけで約2,000万円もあったということです。これは1つの事業が起こせるようなものです。

ただ、これをずっと続けていくとなると、これがいろいろ市の負担になると思いますけども、先ほど言いました市民提案事業とか地域コミュニティに対する分のいい施策については、この、新たな財源っていう意味ではないんですけども、こういう資金も活用しながら積極的に、市民のためになる事業は、こういう時代の流れによってちょっと余裕が出たときに開始していただきたいなと思っております。

それと、なるべく資金計画と言いまして、市のほうも予算がついたら全部あるんじゃないかと、職員のほうに1カ月前には何千万も使うんだったら財政課のほうに、今度来月何ば要るよということを言っていたかかないと、短期借り入れも、今安いですけど全然いいんですけども、高い金利の時代は1カ月1カ月の短期の一時借入っていうのが大きくまた利払い等があって、県の場合は、私がやってた頃は、来月要るのは幾らなんだっていうのを何日までにしろということで、それを怠るともう払えないという状況がありました。一昨日も県庁に行っておりましたら、冷房がついておりませんでした。何でついてないんだって言ったら、28度以上にならないとつかないんだということで、10時になりましたらようやく28度以上になったようで、窓を開めてくださいとアナウンスがありました。

こういうふうに関、そういう財政を見直す中で、そういう見えないところ、市民の見え

ないところでも着実にできるところ、ありますので、そういう部分を活用していただいて、市民のための事業を必ずやっていただきたいなと思っております。

再質問をさせていただきますけども、具体的に現在の市の、一番高いというか、金利がどのぐらいなのかとか、一番安いのはどれぐらい、先ほど大体のことは教えていただいたんですが、そういうのがわかれば教えていただきたいのと、補償金の借り換え、補償金の分がなくなったんで難しいということもありましたけども、なぜそういうふうに金利の安い方の市債に借り換えるというのが難しいかをもう一度、済みませんがよろしくお願ひします。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） それでは、1点目の最も金利の高い借入先と低い借入先につきまして御答弁申し上げます。

本市の既往債の中で、最も高い利率のものは、平成4年に旧政府資金である簡易生命保険積立資金から借り入れた際の5.5%でございます。この借り入れにつきましては、本年度で完済予定でございます。また、最も低い利率のものは、無利子である災害援護資金等を除きまして、本年5月に縁故債として市中銀行から借り入れた際の0.08%となっております。

次に、補償金のことについて御説明を申し上げます。市が繰上償還をする場合に補償金というのが要ります。その補償金というのは、当然貸付先が償還までに得られる利息部分、それを繰上償還しますからそこで損失が出ます。その損失分から繰上償還したことによってそこに資金が、手元に残りますので、それをほかの人に貸し出す。そこで得られる利息との差額を補償金として支払うこととなりますので、何らあまりメリットがないということと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員。

○5番（吉村 弘之君） ありがとうございます。

一番高い金利が5.5%で今年度完済ということで、一番低いのはやっぱり市中銀行から借りて0.08%ということですので、新たな事業でなるべくなら市中銀行のほうが今、借りやすいし安いということですので、積極的に財政課の知恵を総動員していただいて、なるべく有利なように、今、年間2,000万円ということで3,000万円、4,000万円となるように、補償金の制度ももうちょっと、国の制度も終わってしまったということがあるんですけども、いろんなまた手を使っていただいて、本当に何とかならないのかとか、もう一度精査していただいて、今の防府市のほうが新たに抱える地域課題に

向けては、そういう予算の裏づけをちゃんと、この予算があるんだと、この枠内でやればこの、例えば2,000万円で提案事業をやると決めたら、相当な事業が上がってくる。だめな事業は落とせばいいわけですので、そういう枠づくりのためにも、ないところからじゃなくて、今そうやって実現してる、今のところ、実現してる枠の予算の上限ですね、とかを早く示していただいて、積極的に地域の課題に向けてやっていただきたいと思います。

きょうは議会報告会の中で地域課題にやっぱりお金が要るんだろうなということで、地域づくり一括交付金とか、その財源としてマイナス金利政策による増収分を充てたらどうかということで、質問させていただきました。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、吉村議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、16番、山根議員。

〔16番 山根 祐二君 登壇〕

○16番（山根 祐二君） 「公明党」の山根祐二でございます。

通告に従って質問をいたします。

最初に、高齢ドライバーの事故防止について質問をいたします。

全国で高齢者ドライバーが増えています。2015年末、75歳以上で自動車の運転免許を保有しているのは477万人、山口県では24万2,000人と、前年比では約1万人増えているそうです。75歳以上のドライバーによる死亡事故は全国で471件、そのうち認知機能の衰えなど認知症が疑われる75歳以上のドライバーの事故は、約4割を占めています。

警察庁は75歳以上の運転免許保有者のうち、29万人から75万人が認知症の可能性があると推計をしています。高齢者ドライバーによる高速道路の逆走も深刻であります。国土交通省によると、2011年から2015年に発生した逆走のうち7割が65歳以上だったそうです。対策として、政府は来年3月から逆走など、特定の違反をした75歳以上のドライバーに対して、認知機能検査をすることを決定をしています。

山口県で本年、高齢者の交通事故死の状況は、平成28年7月末現在、歩行者9人、原付で1人、自動二輪2人、自動車搭乗中の6人の計18人で、そのうち防府市の高齢者2人を含んでおります。山口県全体の死亡者数は39人なので、高齢者の割合は46.15%となります。

山口県は人口に対する高齢者の割合が、秋田、高知、島根に続いて全国4位、また、免

許人口に対する高齢者の割合が、高知、長野、島根に続いて4位となっております。全国的にもこれら高齢者の割合はさらに増してくるわけですから、国、県、市町の行政の役割は大きいと感じます。

施策として高齢者の免許返納制度があります。香川県では高齢者の無理な運転を減らすため、運転免許証の返納を促し、65歳以上の免許証返納者に対する数々の優遇制度を導入しています。その結果、全国6番目に自主返納率の割合が高かったそうです。

その県内各市町でも、独自の優遇制度が設けられており、高松市では免許返納者に対し1万円がチャージされたICカード乗車券を交付しています。

質問の1番目として、多くの自治体に免許証返納者に対する支援制度がありますが、防府市の取り組みについてどのようになっているのかお伺いをいたします。

一方、生活環境によっては日常的な車の使用が不可欠で、免許証を手放せない高齢者も多いと思われます。鎌田實誠訪中央病院名誉院長は、「高齢者は自宅に閉じこもると病気を悪化させてしまうので、寝たきり老人を増やさないためにも外出できるようにすることを心がけている」そうです。そして、「高齢者が車を運転するのは危険として運転免許証の返納が進められているが、返納後心身ともに弱くなり、車いす生活や寝たきりになったり、認知症の程度が進んだりするケースがある。アンケート調査によると、日常生活で移動の足がないと高齢者の4人に3人は自立が困難になるという。特に地方では定期バスが乗客減や運転手不足で廃止されている。こうした中、高齢者から、生活の足を奪うのではなく、元気なうちは自分で動き回れるようにする取り組みが必要だ。これは本人の健康維持ばかりでなく、社会負担の軽減にもつながる。国が1億総活躍社会と掲げるならば、高齢者を車に乗せない方向に持っていくのではなく、安全に載ってもらう方法を考えるべきだ。団塊世代が後期高齢者になる2025年問題も迫っている」という御意見であります。

そこで、香川県では、高齢ドライバーの事故防止策として、高齢者ASV購入補助制度を創設しました。この制度は、県内在住の65歳以上の高齢者がASV、いわゆる先進安全自動車を新車で購入する場合、一律3万円を助成します。対象となる車種は、1、自動ブレーキ、2、車線逸脱警報またはレーンキープアシスト、3番目、ペダル踏み間違い時の加速抑制装置、この3機能を全て装備したものが対象となります。

県の担当者は、「利用者は順調に増加している。新車の購入を検討している人がASVを選んでもらうきっかけになれば」と話しているそうです。

高齢者の交通安全対策については、担当者は、「運転が不安な場合は免許証を返納し、車が必要な人はASVの購入を検討してもらうなど、高齢者が自分の状況に応じて選べるようにしている」と説明しております。

質問の2番目として、この助成制度は免許返納特典に加えて実施している全国初の取り組みであります。防府市でも参考にしてはとありますが、当局の御所見をお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員の質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） 高齢ドライバーの事故防止についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、運転免許証を自主返納した高齢者に対する支援の取り組みについてのお尋ねでございますが、議員御指摘のとおり、高齢ドライバーが加齢による判断能力の低下や認知症等から引き起こす痛ましい事故は、全国的に見受けられるところであり、強く危機感を抱いているところでございます。

本市におきましても、高齢者がかかわる交通事故の割合が高くなっており、防府警察署をはじめ、関係団体や地域の方々とも連携し、交通安全運動や交通事故防止の啓発に努めているところでございます。

このような中、山口県警察におきましては、平成20年11月から「運転卒業証制度」として、運転免許証を自主的に返納された65歳以上の方に対して、運転卒業証と、さまざまな生活支援が受けられる「運転卒業生サポート手帳」を無料で交付するとともに、有料ではございますが運転免許証返納後5年以内に申請すれば、これらの支援に加え、身分証明書としても使用できる運転経歴証明書を交付する制度を開始しております。

この支援は、防府市をはじめとした県内自治体や、企業、団体の協力によるもので、タクシー料金の1割引をはじめ、公共施設や温泉、観光施設などの入場料の割引、飲食店や宿泊施設、各種店舗での割引など、多種多様の特典があり、本年5月末現在、県内540カ所で利用できます。

運転免許証の自主返納はあくまで御本人の意思によるもので、強制できるものではありませんが、本市といたしましては、自動車の運転が困難になりつつある高齢者の方々の運転免許証の自主返納が進んでいくよう、山口県警察や防府警察署、その他関係機関と連携するとともに、市の内部でもさらなる支援策の可能性について、調査・研究をしてみたいと存じます。

次に、2点目のASV、アドバンスド・セーフティー・ビークルの頭文字をとってASV、いわゆる先進安全自動車購入補助制度についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、地方都市において、自動車は高齢者にとっての大切な生活の足でございます。そのような中で議員御案内の香川県の取り組みは、ドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した自動車の購入に対して助成を行うことで、高齢者にASVへ

の買いかえを促そうとするもので、本年4月1日から補助申請の受付を開始し、8月末現在で699件の申請があり、当初予算額の60%に到達しているとのことですので、一定の効果は出ているものと考えております。

一方、平成22年に国土交通省は、それまで自動車の購入者が任意で装着していた「横滑り防止装置」と「ブレーキアシストシステム」について、軽自動車の一部を除き、平成26年10月1日から、新たに生産される自動車への装着を義務化しており、平成30年には全ての自動車に義務づけられることとなっております。

これらのことを踏まえ、高齢者のASV購入に対する支援につきましては、補助のあり方も含め、総合的に調査・研究してまいりたいと存じます。

また、市といたしましては、山口県警察において現在計画されておりますASVの体験乗車会に高齢者の方々に御参加いただくことなどを通じて、事故率の低い自動車への買いかえの普及・啓発活動も行ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。

JAFの資料によりますと、こういう記事があります。交通事故分析センターの情報ですが、平成25年にはペダルの踏み間違いに起因する事故は年間6,500件に迫る勢いです。その特徴として、75歳以上の高齢者が他の年齢層の2倍から5倍と高い割合となっております。状況別では発進時が、また場所ではサービスエリアや店舗の駐車場といった道路以外が多くなっているそうです。こういった資料もあります。

先ほど答弁の中で山口県内での運転免許の自主返納者に対する支援ということについてお答えをいただきました。また、市の内部でもこれにさらなる対策、支援策を研究していくという御答弁がありましたので、免許返納、自主返納するという方に対しては、やはりこういった特典があるよってということはいさしかり示していくべきだと思いますので、よろしく願いをいたします。

答弁の中にもありましたけど、地方都市にありましては、免許返納というのはやはり公共交通の充実が必要となってまいりますので、行政としては公共交通を充実させて免許返納になっても困らない体制をつくっていくということが必要になると思います。

香川県の政策に対して、これはASVに対して新車購入時に3万円を助成するというものでありますけれども、答弁の中で699件の、今、利用があると。当初予算の60%に達しているという御答弁がございました。香川県は人口が97万2,600人、約ですね。山口県は133万7,000人と、山口県のほうが少し多いんですけども、高齢者の割合

も違うわけでございます。

香川県で699件ということは、3万円で助成しているということは既に2,000万円強の予算を執行していると。予算の60%っていうお答えがありましたので、全体では約3,500万円程度の予算になるのかなというふうに思って聞いておりました。この割合でいきますと、山口県で人口比でいきますと、県全体での予算では4,800万円ぐらいの予算になると思います。

これ、県がやってることでございますけれども、例えばこれぐらいの利用があつてということを前提に考えますと、山口県で13市ありますので、単純に13で割ってみますと防府市での予算が、同じく3万円をつけるとしたら370万円ぐらいの、アバウトな数字でございますけれども、この程度の予算になるというふうに思います。

もしこれを、県レベルでやるのが一番いいんでしょうけれども、防府市で行うとすれば、高齢ドライバーの交通安全対策に非常に寄与することになりますし、新車購入の促進策ということにもなり、経済効果にも若干寄与するのではないかと思います。

この3万円という助成額でありますけれども、ASV、先進安全自動車となるためのこの装備、先ほど説明した自動安全ブレーキほか、いろんなペダル踏み間違え時の抑制機能とか、こういう装置をつけますと、ほとんどの車がオプションになるんですね。現在は軽自動車でもたくさんこのオプションの設定をしておりますので、軽自動車を買う購入時にこのオプションをつけるということは容易にできる、今、状況になっております。オプションの装備の費用というのが大体これより少し高いぐらいじゃないかなと思っておりますので、それなら3万円があるならこのオプションつけようかということが、香川県での実績につながってるのではないかなというふうに考えます。

先ほど、最初の質問で申しましたように、山口県自体が人口に対する高齢者の割合が4位、免許人口に対する高齢者の割合も4位ということで、やはり高齢者が多く運転されているというのが現実であります。こういうことありますので、本当にこういう政策をしていくっていうことは効果につながるのではないかなと思ってます。

これ、1つ香川県の例でございますけれども、これ県でやっていく、あるいは市でやっていくということについては、ちょっとお聞きするんですけども、どういう問題があるかと。こういったことは市では難しいのか、県全体で取り組むべき内容なのかなというふうに、それをちょっとお聞きするんですけども、どのようにお考えになるでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

先ほど山根議員もおっしゃいましたけど、今、香川県高松市ではなくて香川県で実施し

ておられる。人口のことも言われました。免許証の返納という施策自体が県の施策であるので、それと非常に関連がある裏表のような施策ということも一つございますし、やはり自動車での行動範囲等を考えますと、ある程度の広さというんですか、行動されるので、やはり効果とかいうことで考えれば、ある程度県内とかぐらいの行動範囲ということを対象にするほうが効果があらわれるということは考えられると思います。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） ありがとうございます。

そういった行動範囲のことを今おっしゃいましたけれども、そういうことであれば、本当に山口県全体で取り組んでいただけるのが大変ありがたいわけではありますが、こういった、今、ASV、まだまだ知られていないと思いますんで、こういったことを行政が声を上げることによってこれが周知されるということもありますし、防府市でこういう一般質問が出たということで県と協議する材料にならないかなということも少し考えて質問をさせていただきました。

ぜひ、今後、調査研究していくという御答弁がありましたので、その辺のところをしっかりとお願いしたいと思います。やはりこういうことが高齢者ドライバーの安全につながるということであれば、やはりその周りの市民の安全にもつながるわけで、歩行者の安全にもつながるわけでありまして。それに合わせて防府の公共交通の充実もしっかり図っていくということ、高齢化はどんどん進むわけですから、その辺のところを意識して、いろんな政策を進めていっていただきたいということをお願いして、この質問については終わります。

次に、土木整備事業について質問をいたします。国土交通省のかわまちづくり支援制度による佐波川の河川敷施設整備で、現在、桜本・桜つつみ公園、佐波川右岸公衆トイレ、佐波川左岸休憩施設、歩行者系誘導看板の整備を進めていますが、この事業の進捗状況はどうなっていますでしょうか。また、各施設が完成し使用可能となる時期について、いつごろになるかお答えをお願いします。

次に、牟礼地域を東西に結び、県道防府環状線に至る新橋牟礼線道路改築事業で、平成28年度実施内容は、橋梁設計、土地購入、物件移転ほかとなっています。また1期分410メートル事業計画は、平成25年度から平成31年度となっておりますが、現在の進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

次に、県街路整備事業都市計画道路戎町迫戸線は、幹線道路であるため交通渋滞も頻繁に起こっているそうです。事業の進捗状況と今後の交通渋滞への対応はどのようにするのか、完成時期はいつになるのか、お答えください。

ちょっと順番が前後しましたが、今のが4番目で、3番目は、今市地区市道新橋阿弥陀寺線、これは電柱地中化のための自治体管路工事ということで市が行っておりますが、工事の内容のせいでしょうか、片側通行ではなく全面通行どめという区間もあり、周辺道路には多くの影響が出ております。交通渋滞緩和策をどのように講じているか、工事箇所の道路に面した住宅の方の出入りについてどう対応しているか、お聞かせ願います。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 数点の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の佐波川かわまちづくり事業についてのお尋ねでございましたが、私はかねてから1級河川佐波川の安全、治水面ですね、そして、水に親しむ親水、あるいは景観ということなどについて、機会あるごとに管理いただいております国土交通省山口河川国道事務所のほうに御要請もし、また国交省サイドにもお願いをいたしているところでございます。

そうした中で、佐波川を生かしたまちづくりを推進ということで、国交省におかれては平成26年3月に佐波川新橋地区として、かわまちづくり計画の登録をされまして、主に河川敷の水辺整備を国土交通省山口河川国道事務所が実施され、防府市は都市再生整備計画事業を活用しまして、桜本児童遊園、佐波川周辺施設及びかわとまちをつなぐ動線の整備を行っているものでございます。

平成27年度事業は、桜本児童遊園・桜つつみの再整備を行い、ことしの夏休みが始まる前の7月16日に公園の一部をプレオープンいたしたところでございます。

今年度の事業といたしましては、円筒分水工を照らし出す照明施設、また桜本児童遊園の公衆トイレ、桜つつみ周辺の管理道沿いに健康遊具などを設置することで、多様な世代が集える公園の完成を予定しているところでございます。

また、平成29年度には、まちと佐波川の接点となる桜本児童遊園を結ぶ回遊動線整備や歩行者系誘導看板を設置するとともに、佐波川右岸には、公衆トイレや多目的広場、駐車場も整備することにより、市民が憩える空間を創出することとしておりまして、完成は平成30年3月を予定しているところでございます。

また、いろいろな機会をとらまえて、この事業完成後は、華城、玉祖地域にもこういう国の施策を実施していただきたいこともお願いをしているところでございます。

2点目の、市道新橋牟礼線の進捗状況についてでございますが、都市計画道路として整備する路線で、現在、県道防府環状線より西側の未整備区間860メートルのうち、花木センターまでの410メートルが第1期区間として事業認可を受け、平成31年度までの

完成を目指して、事業を進めているところでございます。

これまで、平成25年10月に地元関係者の皆様を対象に、区間全体の事業説明会を、また、平成26年8月には第1期区間の関係者の皆様に工事説明会を行い、現在は用地買収、物件補償の交渉に取り組んでおります。

交渉の状況につきましては、第1期区間に関係する地権者27人のうち、現在まで11人の方と買収及び補償契約が完了しております、現在お二人の方と交渉中でございます。

また、第1期区間には、馬刀川に架橋する必要がございますので、既に橋梁詳細設計を発注しております、今年度中に県道防府環状線の交差点から、市道沖今宿坂本線を結ぶ延長約70メートルの取り付け工事を施工する予定としております。

次に、3点目に通告をいただいております市道新橋阿弥陀寺線今市地区の整備工事についてのお尋ねでございますが、本市では「歴史を活かしたまちづくり」を目標に掲げておりまして、平成19年度に「宮市・国衙地区都市再生整備計画」を策定し、平成20年度から平成24年度までの5年間で、市道新橋阿弥陀寺線の東山口信用金庫、昔の防信ですが、そこから山頭火ふるさと館までの区間と、萬行寺さんから国分寺東側交差点までの区間の電線類の地中化を行ってまいりました。

その後、第2期事業として、「宮市・三田尻地区都市再生整備計画」を策定しまして、平成25年度から平成29年度までの5年間で、今市地区や防府天満宮前の電線類の地中化や道路の修景整備を行っている最中でございます。

お尋ねの、今市地区電線類地中化のための自治体管路工事につきましては、東山口信用金庫の交差点から、久野文具店さんの交差点までの区間のうち、東山口信用金庫から数井製菓さんまでの工事区間は、管路の埋設まで完了しており、現在、数井製菓さんから久野文具店さんまでの区間で管路の埋設を行っているところでございます。

管路の埋設が完了した後は、電線類の入線工事を行った後、既存の電柱を撤去し、舗装の修景工事を行う予定としております。工事の完了につきましては、舗装の修景工事を含めて平成29年度末を予定しております。

工事に伴う交通渋滞により、御通行の皆様にご迷惑をおかけしておりますが、作業は月曜日から土曜日までの午前8時30分から午後5時までとしており、それ以外の時間帯は通行可能としております。また、工事区間の起終点などに交通整理員を配置するとともに、迂回路の表示も行いまして、適切に車両等を誘導するなど、できる限り通行の支障とならないような措置をとっております。

また、工事施工箇所面に面した住宅からの出入り等につきましては、工事の内容を事前に

お知らせすることにより、御理解と御協力をいただいている状況でございます。

最後に、4点目の県街路事業、都市計画道路戎町迫戸線整備事業の進捗についてのお尋ねでございますが、事業主体であります山口県防府土木建築事務所に確認をいたしましたところ、今年度中には車道舗装が終了し、右折レーンが完成する予定と承っております。これにより、市といたしましても、交通渋滞の緩和が期待できるものと考えております。

その後、平成29年度に電線の入線、電柱の撤去、及び歩道の舗装を行い、事業が完成する予定とのことでございます。

市といたしましては、今後も速やかに事業を推進していく所存でございますので、引き続き地域の方々をはじめ市民の皆様の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁いたしました。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 御説明ありがとうございました。

今のお話の中では、この4つの事業ともそれぞれ計画どおりに進んでいるというふうな受けとめたわけでございますが、これはそういうふうな捉えてよろしいのでしょうか。計画の期間内に、今、終わるように順調に進んでいると、こういうふうな捉えてよろしいでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

現時点では、今、市長が申したとおり、計画どおりに進んでおるというふうな理解していただいてよろしいかと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） わかりました。

いろいろやっぱり、私も県事業の近くに住んでおまして、「この事業長いね、いつ終わるん」というふうな、よく聞かれるんですけども、だんだん最近、日にちがたってきましたので、特によく聞かれるというような気がします。そのために一生懸命説明しておるんですけども、やはり予算を伴うこういった大きい公共事業は、その期間がかかるものだということがありますので、しっかり理解してもらう必要があると思えます。

この市の事業と今市の電線埋設事業と、地域的に重なっておりますので、非常にあの部分が混雑することが多くあります。今の説明にありましたように、今年度中に車道の一部が整備され、右折レーンもできるということで、多少変わってくるかなというふうな感じのところでもあります。夏、今までの期間、非常に暑い中、ガードマンさんも苦勞して交通

整理されておりますので、それはそれで皆さん、業者の方も努力されていることだろうと思います。市のほうもやはり、もしいろんな声が上がってきたときには、やっぱり真摯に対応していただきたいと思っております。

今、現状の状況でやっていただければいいかなというふうに思いますので、今後やはりしばらく交通渋滞も続くと思われまますので、時々その意見を聞くなり、状況を確認するなりして、スムーズに事業が進むように努力をしていただきたいなということを申し添えておきたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、山根議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、1番、高砂議員。

〔1番 高砂 朋子君 登壇〕

○1番（高砂 朋子君） 「公明党」の高砂でございます。通告に従いまして、質問を2項目させていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

1項目めでございます。防災対策について質問をいたします。特に、女性の視点からの防災対策を今回は考えたいと思っております。

過日の台風10号による大雨により、岩手県と北海道で河川の氾濫や堤防の決壊による浸水被害が起り、多数の方々が亡くなりました。心よりお悔やみを申し上げます。また、相次ぐ台風で、現在も被害が出ている状況でございます。

9月1日は防災の日。多数の死者、被災者を出した1923年の関東大震災の教訓を後世に伝え、自然災害に対する意識を深め、防災体制の充実と強化を期すために制定されました。3月11日も忘れてはならない日となりました。そして、市民防災の日である7月21日も、私ども防府市にとっては大切な日です。

近年の異常気象に見舞われ、全国どこの地において、いつ、どんな災害が起こるか、全く予想がつかない状況下、それぞれの日をきっかけに、いま一度、一人ひとりが防災について真剣に考え、行動を起こす日でありたいと思っております。

私は、平成23年12月、一般質問において、防府市防災会議に女性委員を登用し、地域防災計画に反映を、女性の視点・意見を取り入れた避難所の開設及び運営、防災倉庫備蓄の充実を、女性の防災意識の向上のための啓発をと要望いたしました。今回はその検証も踏まえ、4点について質問をいたします。

1点目、市防災会議、市対策本部、避難所運営等における女性の配置について伺います。

2点目、防災倉庫の備蓄物資について伺います。

かつて、右田中学校防災倉庫を公明党で見せていただいたことがあります。倉庫自体は重量感があり、土台もしっかりしておりました。その当時は50品目ぐらいの物資が整然と並べられておりました。まず防災倉庫の設置状況及び備蓄物資の点検・補充はどのようにされているのか、伺います。

次に、備蓄物資についてでございますけれども、先日一覧表を見させていただきました。医療品、運搬具、衛生用品、事務用品、食料品、生活家電、生活雑貨など、60品目が備蓄されているようです。不必要な物はどれ一つないわけですがけれども、もっと新しい情報のもとで、更新の必要性があるのではないかと感じました。最近是全国的に防災に関する意識が高まっており、防災グッズにしてもさまざまな業種で新製品が開発、情報発信されております。

衛生用品では、長期保存可能なウェットタオルも開発されているようですし、簡易トイレやトイレの処理セット、水を使わないシャンプー、ペーパーの歯磨きなどは、水が十分使えない状況の中で、衛生的にという観点からのものがございます。生活家電では、LEDや充電式のライトが多用途出ております。こういった新しい情報にも目を向けていただきたいと思います。その他女性の着がえを助けるためのポンチョ、保温にも役立つブランケット、包帯やガーゼ、三角巾などの簡単な救急セット、ロープや軍手、軽量のスコップ等も必要だと思えます。また、新聞紙やダンボール、バケツ、洗濯ばさみ等多用途に使うことができ、便利だと思えます。

県下でいち早く防災倉庫設置に取り組まれた防府市。いま一度、備蓄内容に目を向けられ、今、備えておかなければならないものを再検討されてはどうか。この市の取り組みの姿勢が各家庭への普及につながると思えます。

3点目、防災トイレの設置について伺います。

災害時には、停電、断水、汚水処理施設損傷などで、水洗トイレが使用できない状況になることが考えられます。仮設トイレの設置が必要になるわけですが、数にも限りがあり、設置にも時間がかかります。しかしながら、排泄は待ったなし。我慢ができるものではありません。簡易的に処理をしたとしても、汚物は増えれば増えるほど、かかわる人の負担も大きくなります。生活環境にも衛生面でも悪影響を及ぼしていきます。

そこで、主な避難所である公共施設に防災トイレを設置すべきではないかと提案をしたいと思えます。防災トイレは通称的な言い方ですが、詳しく申し上げますと、防災用の下水道管直結型マンホールトイレのことです。避難場所などで、下水道本管に排水管を接続し、通常時は専用マンホールふたが見えるだけの状態で、災害時はマンホール上部に簡易な便座を設置し、周りからの視線を防ぐための専用のテントやパネルを張ります。下水道

に直結できないところは、便槽型で、タンクのような物ですけれども、設置することもできます。

国交省は、災害時に快適なトイレ環境を確保し、被災者の健康を守るため、被災者が使いたいと思えるマンホールトイレを整備するための配慮事項を取りまとめ、本年3月マンホールトイレ整備運用のためのガイドラインを策定し、公表しました。国交省は補助金制度をつくり拡充を進めていますが、全国で約2万基にとどまっております、さらなる普及が必要としています。市内にはお聞きしたところ、潮彩市場に1カ所あるとのこと。先日駐車場出入り口付近に6基のマンホール蓋を確認してまいりました。

国交省のガイドラインには、携帯トイレや簡易トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレ、この3つの特性を踏まえ、時間経過と被災状況に応じて組み合わせ、避難所等において、良好なトイレ環境を切れ目なく提供するよう努める必要があるとありました。

本年7月に視察に参りました堺市の総合公園に防災トイレのマンホール蓋を見つけまして、設置状況を個人的にお聞きしたところ、指定避難所となる全小学校への設置を進めておられるとのこと。ホームページで確認をいたしますと、平成23年から31年度までに全小学校93校、7行政区がある大きな市ですけれども、各区役所等にも設置される予定で、530基、設置を進めておられるようです。

また、本年4月に視察に参りました兵庫県豊岡市役所の全面芝生の前庭にも防災トイレのマンホールふたがあるのを見つけて、写真を撮って帰ってきたところです。

災害時には待ったなしのトイレ問題。市内全域の主な避難所に防災トイレをぜひとも早急に設置していただきたいと思っております。御所見を伺います。

4点目、幅広い市民への啓発活動について伺います。

冒頭申し上げましたように、いつ、どこで、どのような災害が起きるかわからないという状況に対し、防災意識を高めていくことの重要性を感じております。

21年災を教訓に地域における自主防災組織の立ち上げや、防災訓練の実施、要配慮者名簿の作成、防災士の育成等さまざまな取り組みが行われてきました。相次ぐ全国的な大きな災害の情報も決して他人事ではないと、さらに防災を意識されている方が市内にも増えていることは確かだと思います。今後はさらにあらゆる機会を捉え、子どもたちから高齢者までのあらゆる世代の市民に広く啓発をしていくことが必要ではないでしょうか。現状と今後の取り組みをお聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の市防災会議、市対策本部、避難所運営等における女性の配置についてのお尋ねでございましたが、市の防災会議の委員につきましては、防府市防災会議条例の規定によりまして、各関係機関の代表者及び公募委員から構成されております。

各関係機関の代表者につきましては、推薦していただく形をとっております。依頼する際には、「防府市審議会等の設置運営指針」に従い、女性委員の積極的な推薦をお願いしているところでございます。

また、公募委員につきましては、防府市防災会議条例の規定により定員4名とし、そのうち、男性は2名以内とすることとなっております。現在、防府市防災会議の委員数は37名であり、そのうち、女性委員は9名という状況でございます。

次に、市災害対策本部につきましては、災害応急対策等を決定する本部員会議の委員には部長級職員を充てており、現在女性はおりませんが、市災害対策本部自体は全職員が構成員となっておりますので、女性職員の意見も取り入れて防災対策等に取り組んでいるところでございます。

最後に、避難所等への女性職員の配置についてでございますが、災害時の初動対応として配置している避難所等の担当職員数は100名であり、そのうち、女性職員は34名という状況でございます。

なお、災害の規模や避難者の数などに応じて、女性職員の適切な配置ができる体制を整えております。

次に、2点目の防災倉庫の備蓄物資についてでございますが、まず防災倉庫の設置状況につきましては、現在、市内小・中学校26カ所と本庁舎の防災倉庫を合わせて、27カ所に設置しております。

次に、備蓄物資の点検・補充がどのようにされているかということでございましたが、備蓄物資のうち、医薬品や食料品など使用期限や消費期限があるものにつきましては、期限切れにならないように計画的に補充・更新をしております。

そのほかの物資につきましては、最低年1回は各防災倉庫を巡回し、物資の状況を確認した上で、補充・更新の必要が認められた物資について、適宜補充しております。

また、備品及び備蓄物資の見直しにつきましては、議員御案内の新製品等の情報収集を行うとともに、女性の視点も取り入れた備蓄物資等の充実に引き続き努めてまいりたいと存じます。

次に、3点目の防災トイレの設置でございますが、御指摘のありましたとおり、防災トイレには、主に、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ等がございます。それぞれ特徴があり、比較的安価なものから工事等が必要な大がかりなものまで、さ

まざままでございます。この防災トイレの設置につきましては、議員御案内のとおり、市内に1カ所、昨年10月に供用開始した道の駅「潮彩市場防府」の敷地内に6基のマンホールトイレを設置しております。

また、避難所等においては、防災トイレを常設しておりませんが、避難者が多くなりトイレが足りない状況や断水、停電、し尿処理施設の破損等によりトイレが使用できなくなった状況に至ったときは、市から山口県へ仮設トイレの設置を要請することにより避難所等のトイレがある程度、確保できることとなっております。

議員御指摘のとおり、災害時におけるトイレの確保につきましては、多くの避難者の健康被害や、あるいは避難所等の衛生環境の悪化をもたらすことから、避難生活を支援する行政として取り組むべき課題と十分認識しておりますので、携帯トイレや簡易トイレについては、備蓄物資として増やしてまいりたいと考えております。

また、仮設トイレやマンホールトイレ等の設置につきましては、関係部署と協議しながら検討してまいります。

最後に、4点目の幅広い市民への啓発活動でございます。

防災情報の提供につきましては、市広報やホームページ等でお知らせするとともに、市民の皆様には防災意識を持って事前に対策を考えていただくことが必要であるという観点から、日ごろから備えておくべきポイントなどをまとめた防災リーフレットを各世帯に配布いたしております。

また、市民の皆様からの御依頼による出前講座をはじめ、平成22年度からは、住民や地域団体、防災関係機関との協働により防府市総合防災訓練を実施しておりまして、地域の自主防災意識の高揚や防災関係機関相互の協力体制の確立などを図っております。

平成23年度からは、平成21年の豪雨災害の体験と教訓を忘れることなく、安全で安心なまちづくりを推進するため、7月21日の市民防災の日に、毎年、特別講演会などを開催いたしております。

さらには、徳山工業高等専門学校との協働により小・中学校児童・生徒への防災出前授業をはじめ、学校PTAや地域住民の皆様を対象とした防災講演会を開催し、家庭を通じた防災意識の醸成を推進するなど、幅広い市民の皆様には防災意識の高揚を図っているところでございます。

今後も引き続き、さまざまな手法で市民の皆様への防災意識の啓発を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 市の防災会議やその他避難所運営等に関して、女性の配置が進んでいることに、まずは感謝を申し上げたいと思います。

当初、防災会議は女性がゼロというような御答弁で、その当時はお聞きしておりましたけれども、今9名ということで、女性の視点からも防災を考えていただく、重要なことが進んだのではないか、そのように思っております。

それから、備蓄物資のことで、ちょっとお尋ねをいたします。

つい先日、ボックスに入っておりましたけれども、8月市長定例記者会見で報告された株式会社丸久様より、地域防災に広く役立ててほしいとのことで、災害避難所緊急マット840枚の御寄附をいただいたということを教えていただきました。心から感謝を申し上げたいと思います。

このマットは、どのように備蓄されるのか、まず、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先般、報道にもございましたが、株式会社丸久さんから、大変ありがたい物を頂戴いたしまして、その折に私のほうから指示をいたしまして、各防災倉庫あるいは避難所等、特に畳のない、コンクリート張り等々の、あるいは板張りで御苦労される所等々を優先的に配布するように指示はいたしておりますが、詳細報告を受けておりませんので、部長から答弁いたさせたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） 御答弁申し上げます。

確かに市長から指示を受けております。実際には840組と。840をどのように配布するか、まだ、そこまで、具体的には決めて、実際おりません。ただ、今置くべきところは、当然指定避難所、それから学校関係の防災倉庫、こちらに人口等の比例配分して、置こうというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） このありがたい御寄附をしっかり活用していただきたいと思います。

今、市長が申されたように、畳のない避難所等もありますので、そういったところの配慮ということもあります。お聞きしたところですが、どうか、よろしく願いをいたします。

それから、新しい情報のもとでの備蓄の充実ということは、ぜひとも図っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、防災トイレのことでございますけれども、私、議員にさせていただいて、大変トイレの問題というのが、気になることがたくさんこの間ございまして、これまでにさまざまな角度から取り上げてまいりました。小・中学校のトイレの洋式化であるとか、公共施設へのオストメイト対応の多目的トイレの設置など、本当にトイレのことが気になって仕方がなかった時期がございます。待ったなしの課題はたくさんあるわけですが、この防災のことを考えるときに、またトイレの問題は避けることができない大きな問題ではないかと、今回も思った次第でございます。

そこで、ちょっと一つお聞きするわけですが、もし、大災害がきょう、あす、起きたとして、この市役所が断水となった場合、また、おトイレが使えなくなった場合、恐らくたくさんの方が、この市役所内には職員の方、たくさんいらっしゃるわけですし、市民の方もおいでになるわけですが、また市役所職員の方におかれましては、恐らく不眠不休の状況の中で働かれるというような状況にもなるかと思っております。そういった職員の皆様のトイレの問題は本当にどうなるのだろうか、そういったことが急に、急にどうか、このトイレの問題を取り上げたときに気になったわけですが、豊岡市の状況を先ほど御紹介をいたしました。防災の意識を持って、前庭に防災トイレ、マンホールトイレを設置しておられたのを確認しております。こういったこともあるわけですが、防府市におかれましては、どうされるのかなということをちょっと懸念をしております。いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） お答えいたします。

災害の規模、状況に応じて、簡易トイレから携帯トイレ、こういったものから、マンホールトイレや仮設トイレに変えていくというお話ございましたけれども、もし、大規模な災害が起こった場合には、全ての方法をとるようになるんじゃないかと思っております。ただ、マンホールトイレについては工事をしていない限りできませんので、私どもといたしましては携帯トイレ、簡易トイレを事前に備蓄物資として、今、増やしてまいりたいと答弁したとおりでございますので、増やしておきたいと。

それから、仮設トイレにつきましては、仮設トイレ協定というのが県と山口県衛生仮設資材事業協同組合と協定が結んであります。先ほど若干答弁いたしましたが、これは市町が災害に応じてトイレが必要になった場合に、県に連絡すれば、協同組合から仮設トイレの設置をいただけるというふうになっております。

こういったことも使いまして、仮設トイレの可能性は十分検討して、規模に応じて、必要であれば設置したいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） ぜひとも、防災トイレの中でも特にマンホールトイレの設置というのは、こういった大きな防災拠点となるような本庁舎などには絶対必要ではないかというようなことも思っております。

今、市庁舎をどういうふうな形で進めていくかということは今からの議論でございますけれども、待ったなしの防災の取り組みということになれば、現庁舎内にも、新庁舎ができるまでの間の中でさえも防災トイレというのは必要ではないか、そういったことを考えているわけでございます。

簡易トイレを備蓄するとかというような御答弁もありましたけれども、それではとても対応できるような状況ではないのではないかと思っております。ぜひとも、マンホールトイレをしっかりと研究していただき、本庁舎並びに主な避難所、各地域に防災のためのマンホールトイレを整備していただきたいということを強く要望しておきたいと思っております。

防災に関しての取り組みは、本当に幅広いものがあります。防災危機管理課を中心に取り組んでおられるわけですが、本当に感謝を申し上げます。庁内の連携のもと、いつ、どのような災害がこの防府市で再び起こるかわからない状況でございます。早目早目の丁寧な対応を、そして準備をしていただきたいことを要望して、この項は終わりたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） 先ほどの私の答弁は、あくまで今だったらどうなるかという話をしたわけでありまして、実際にマンホールトイレは、今後、事業化との関係でしっかり検討して、こういった設置計画を立てるかもあります。しっかりと準備してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 今、部長よりしっかりとという言葉いただきましたので、すぐにとということに対しては簡易なトイレの設置ということを進めていかれるということを先ほどお聞きをいたしました。

今後、重要な項目だろうと思っておりますので、マンホールトイレの設置についてはしっかりと取り組んでいただきたいということを重ねて要望しておきたいと思っております。

それから、2項目めに入ります。女性の健康支援について質問をいたします。

私は、女性が健康であることが、家庭の元気に、地域の元気に、そして社会の元気につながるとの信念のもと、これまでに何度も女性の健康支援について取り上げてきました。

特に、女性特有のがんである乳がん、子宮がん対策に対しては、公明党の取り組みとしてもあり、乳がんの早期発見に有効なマンモグラフィーの導入や、乳がん・子宮がん検診無料クーポン事業の推進、個別に受診を勧奨するコール・リコール制度の実施など、提案をしてきたところでございます。

生涯に乳がんを患う女性は、数年前までは20人に1人と言われていましたが、今や12人に1人と言われ、厚労省の調査では、乳がんで亡くなる女性は2014年は1万3,240人、1980年と比べ約3倍以上にもなっております。

子宮がんは子宮頸がんと子宮体がんがあるわけですが、子宮頸がんは若い女性に多く、子宮体がんは子宮内膜がんとも言われ、閉経後の女性に多いとされています。子宮がんで亡くなる女性は、2005年は5,381人、2014年は6,429人と公表されております。乳がん、子宮がんともに、年々増加しています。

国、県、市が連携し、さまざまな施策により、がん対策の進捗は見られるものの、国が目標とする検診受診率50%にはほど遠い状況です。防府市のがん検診の受診率は、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんともに、県平均より大幅に低い状況でございます。

生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されており、死亡者も年間37万人、このような状況下、昨年末、国はがんの予防、そしてがんの治療や研究、そしてがんとの共生を柱とするがん対策加速化プランを策定し、がんによる死亡者数の減少に向けた取り組みを一層強化する方針を発表しました。

市町村の取り組みとしては、検診受診勧奨や申し込み方法の工夫等を上げております。厚労省は、9月をがん征圧月間、10月をがん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間としています。また、10月は、乳がんの撲滅へ、早期発見・早期治療を啓発するピンクリボン月間でもあります。

乳がん対策だけではありませんが、この時期にいま一度、守れるはずの命を守るための方策をしっかりと考え、さらに結果の出る取り組みをお願いしたいと思います。

そこで、質問をいたします。

1点目、女性特有のがんである乳がん、子宮がんの検診受診率向上のための取り組みについてですが、その中の一つとして、乳がん・子宮がん検診無料クーポン配布事業についてですが、これまでの配布状況、検診率、この事業の効果、今後の取り組みについてお聞かせください。

2つ目でございます。働く女性が受診しやすい体制についてどのようにお考えか、お聞かせください。現状もあわせてお願いをします。休日・夜間検診をさらに積極的に推進することが有効だと思います。

3つ目、最近、若い女性の乳がん発症も報じられるようになりました。30代までの乳がん検診についてどのようなお考えか、状況についてお聞かせをください。

市では、「幸せますケンシン」と称し、総合がん検診を行っています。この取り組みのPRも受診率向上につながる取り組みだと思います。また、防府市メールサービスによるさらなる啓発も効果的ではないでしょうか。国の示したがん対策加速化プランにあるように、受診勧奨の工夫、申し込みがしやすくするための工夫等、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

2点目、女性の健康相談体制について質問いたします。

女性は、妊娠・出産時、また更年期、高齢期等、ライフステージによって、さまざまな健康問題を抱えています。それらの健康問題に加え、心身ともに病気が加わると、悩みは深刻です。誰にも相談できない女性が、市内にもたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。

家庭の中で、女性は自分の健康が気になりながらも、家族の健康が先に気になり、自分の健康は後回しになりやすいのではないかと感じております。そのようなお話は、これまでにたくさん聞いてまいりました。

最近のことですけれども、私の知人の女性が乳がん摘出のための乳房切除の手術を受けました。彼女は、子育て、母の介護、胃がんだった夫の看病のことで、心も体もいっぱいいっぱいだった。体調が悪く思いつつも、自分の健康に気を配る余裕すらなかった。夫が亡くなり1人になったとき、やっと受けた検診で見つかったのが乳がんだった。今、私にできることは、1人でも多くの女性に検診を受けなきゃだめと訴えることだと、気丈に語ってくれました。今回の質問で、彼女の必死な思いを届けなければと思った次第でございます。

病院に行くことにハードルを感じている女性、行こうと思ってもなかなか行けない女性、検診のことはどこに相談したらいいだろう、健康のことはどこに相談したらいいのだろうと悩みつつも一歩踏み出せずにいる女性など、さまざまな健康問題、その他の問題を抱えている女性がたくさんおられるのではないのでしょうか。

第一歩のところの気軽に相談できる体制が必要だと思います。女性が家庭で、そして地域で、社会で元気に活躍できるサポート体制の充実を求めたいと思います。

以上、女性の健康相談体制について、お聞かせをください。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員、御提案ですけれども、まだ十分時間はあるんですけども、ちょっと早目に昼食のため休憩ということで、回答は昼からということにしたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。回答のほうがかかりかかると思います。進行でよろしいですか。じゃ、進行しましょう。

高砂議員の質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 女性の健康支援についての御質問にお答えをいたします。

まず、1つ目の御質問の乳がん・子宮がん検診の無料クーポン券配布事業の状況でございますが、平成21年度から平成25年度までの5年間は、乳がん検診については40歳から60歳まで、子宮がん検診については20歳から40歳までのそれぞれ5歳刻みの年齢の方に、無料クーポン券を配布いたしました。そして、平成26年度以降は、乳がん検診は新40歳、子宮がん検診については新20歳の方に、無料クーポン券を配布しております。

乳がん検診の受診者数と受診率は、平成25年度が1,825人で16.3%、平成26年度が2,337人で18.4%、平成27年度が2,275人で20.4%でございました。

次に、子宮がん検診の受診者数と受診率は、平成25年度が2,283人で18.0%、平成26年度が3,393人で24.8%、平成27年度が3,452人で29.2%でございました。

クーポン券配布事業の効果でございますが、無料クーポン券配布前の平成20年度と配付後の平成27年度との受診者数を比較すると、乳がん検診は1,457人が2,275人となり、818人増加いたしました。子宮がん検診は2,201人が3,452人となり、1,251人増加いたしましたことから、効果があったものと評価をしておるところでございます。

また、今後の取り組みといたしましては、引き続き、乳がん検診につきましては新40歳、子宮がん検診につきましては新20歳の方に無料クーポン券を配布いたしまして、未受診者に対しましては、はがきによる再勧奨を行いたいと考えております。

次に、2つ目の御質問の働く女性が受診しやすい検診体制についてでございますが、本市では、平成27年度から、平日に検診を受診することが難しい働く世代の受診を促すため、土曜日に検診日を設定いたしまして、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんの5種類の検診を1日で受診できる総合がん検診を実施いたしております。今年度も、10月8日と11月5日の土曜日に、保健センターで検診を実施することといたしており、

現在、申し込みを受け付けておるところでございます。

また、県が休日・平日夜間がん検診事業を平成21年度から実施されておりまして、今年度も9月から12月の指定された日に実施されます。本市では、1医療機関が休日・祝日に乳がん・子宮がん検診を実施されまして、1医療機関が休日及び夜間に子宮がん検診を実施されることとなっております。

今後、総合がん検診や休日・夜間検診の啓発を市のホームページや議員御提案の携帯メール、あるいは保健センターが行う各種健診、相談事業、教室等、さまざまな、あらゆる機会を捉えて行ってまいります。

続きまして、3つ目の御質問の30代までの乳がん検診についてでございますが、現在、他県では30代までの乳がん検診を実施しているところがあるというふうに聞いておりますが、県内で30代までのがん検診を実施しているところはありません。

これは、国の推奨する乳がん検診が平成16年度までは30歳以上が対象で、年に1回の視触診の検診でございましたが、平成17年度からは40歳以上が対象で、2年に1回のマンモグラフィと視触診併用の検診に変更されたことによります。

30代につきましては、乳腺組織が発達している等の関係から、マンモグラフィ検査では発見が困難と言われており、現在、厚生労働省では30代の視触診単独による検診及び超音波による検診について、調査・研究を進められておるところでありまして、市といたしましても国の動向に注視をいたしておるところでございます。

また、乳がんを発見する方法として、自己触診というものがございます。自分で乳房を触診し、しこりを見つけ、医療機関を受診し、乳がんが見つかったという事例もございますので、保健師が地域に出て健康教育をするときや、子育てサークル等、女性の集まりの機会を捉えて自己触診の推奨を行い、何か異常があったときには医療機関を受診するよう、啓発をしてまいりたいと考えております。

また、乳幼児健診や乳幼児相談のときに、乳がんの触診モデルを会場に置き、お母さんにさわってもらったり、触診の手技のチラシを置く、または母子保健推進員さんの訪問時にチラシを配布するなど、あらゆる機会を捉えて啓発をしてまいりたいと存じます。

次に、2番目の御質問の女性の健康相談体制についてでございますが、以前に議員から御提案いただきまして、毎年3月に女性の健康週間にあわせて医師講演会を実施しておりまして、会場内では骨密度測定や血圧測定、ストレスチェック等の健康相談を行っておるところでございます。

また、昨年度、「健やかほうふ21計画」の策定に当たりまして、ライフステージを通して検診の状況を見たときに、若い女性の検診がないということで、ことし6月から偶数

月に1回、乳幼児相談にあわせてお母さんのヘルスチェックとして、体脂肪測定や骨密度、血圧測定を実施し、またその取り組みにあわせて健康相談を実施しております。

さらに、奇数月には、母と子の歯の健康のために歯科衛生士による講話を行い、その機会にも健康相談を行っておるところでございます。

議員御案内のとおり、女性は妊娠・出産時、更年期、高齢期等、ライフステージによってさまざまな健康問題を抱えており、また家庭でも家族の健康を優先して、自分の健康が後回しになりがちであることは承知をいたしております。女性の健康週間以外にも、保健センターでは随時健康相談を受け付けておりますので、健康相談について市広報やホームページ、あらゆる機会を捉えてPRをしてまいりたいと思っております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 先ほど議長から御提案をいただいたとおり、一旦ここで締めさせていただきますてもよろしいでしょうか。少しお時間が過ぎても申しわけありませんので、御答弁も丁寧にしていただきましたもので、時間配分を考えまして、午後からにさせていただきます。勝手な申し出でございますけれども、勝手に言いますけれども。

○議長（安藤 二郎君） わかりました。

それでは、ここで昼食のため13時まで休憩といたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時 開議

○議長（安藤 二郎君） 午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

高砂議員、よろしく申し上げます。高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） どうもありがとうございました。

女性の健康支援ということで、さまざまなお取り組みを御紹介をしていただきました。最近、若い女性の乳がんの発症率が高くなってきているということをよく耳にいたします。最近、テレビでの話題では、元アナウンサーの小林麻央さんが乳がんにかかれて、今、闘病生活をされていることを、御自身の手でブログを発信をされているというようなこともニュースで知ったわけでございます。

マンモグラフィーによる検診は、乳がんの場合40歳以上、その理由というのは、若い女性は乳腺が活発なわけですから、そういった時期にはマンモグラフィーによる検診が大変難しいというようなことでございます。国においては、そこを補完するために、超音波による検診を研究しているというような御答弁でございました。しっかりさまざまな形で、

若い女性の発症率を抑えるため、また早期発見・早期治療でお元気でいていただくための取り組みを希望したいと思います。

それから、5種類の総合がん検診、10月の土曜日に行われるということで、こういったこともしっかりPRをしていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それから、再質問を2点ほどいたします。

受診勧奨をされているというような御答弁でございました。コール・リコール制度を丁寧に行っているんだとは思いますが、その辺を少し詳しく説明していただけますでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えいたします。

受診勧奨というか、無料クーポン券の配布の再勧奨ということになるかと思いますが、平成26年7月に、平成21年度から平成24年度の無料クーポン券配布対象者で未受診の方に対し無料クーポン券を配布し、翌年の1月にはさらに未受診の方に、はがきで受診再勧奨させていただいたということでございます。

はがきの勧奨による効果もありまして、乳がん検診は1,063人の方が、子宮がん検診は1,498人の方が受診をされております。

また、平成27年度については、平成25年度の無料クーポン券配布対象者で未受診の方に対して、平成26年度と同じように再勧奨をしております。乳がん検診は484人の方が、子宮がん検診は300人の方が受診されました。

再勧奨の効果としては、平成27年度で申しますと、乳がん検診では1月の再勧奨後、1月の再勧奨後といいますか、1月から3月の3カ月間で約3割の方が受診されておるという状況です。子宮がん検診では1月の再勧奨といいますか、1月から3月で667人、約2割の方が受診されておるということになりますので、3カ月で3割なり2割の方が受診されておるといことでありますので、効果があったんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 受診勧奨、そして再勧奨、そういったことを丁寧にしていくことで、効果があるということでございますので、これからも引き続きよろしく願いをいたします。

実は私自身のことになりまして恐縮でございますけれども、8月に乳がん検診を受診してまいりました。市広報を見逃しておりましたんですけれども、防府市メールサービスで

のお知らせで検診日を知り、即、御電話をさせていただいて申し込むことができました。御案内で、大腸がん検診も同時にできますよと、丁寧に御案内をいただいて、保健センターで両方受診ができました。おかげさまで両方良ということで、安心をしたわけですが、紙ベースの御案内も必要ですけれども、このメールサービスをもっと活用すべきではないかと、自身の体験をもって思ったわけでございます。

そこでちょっと質問をいたしますが、メールサービスの登録者のうち、健康に関するお知らせを登録され受信されている方はどれぐらいいらっしゃるか、数値をもってお示しただけですでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えいたします。

防府市のメールサービスの登録者数についてお答えをいたします。メールサービスには、防災は必須で、その他防犯、消防、生活・健康、イベントと、5種類の分類がございます。平成28年9月1日現在の防府市メールサービス登録者数は、9,538件で、そのうち保健センターからお知らせが届く生活・健康登録者数は、4,267件でございます。現在、保健センターでは母子健康手帳交付時等に、防府市メールサービスの登録についての御案内をしておるところでございます。今後もこの登録者数が増えるように、努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） このメールサービスの登録者のうち生活と健康、この項に関するところを登録されている方が4,267件ということで、こういったことというのは、やはりPRをしていけばいくほど増えるのではないかとというふうにも思います。この防府市メールサービス自体はもっともっと増えていただきたい、増やすべきではないかということをおもっておりますけれども、あらゆる機会を捉えて、いろいろなお知らせが来るんだということをPRをしていただいて、早期発見早期治療の検診受診の向上につなげていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

再質問は以上なんですけれども、以上、いろいろなことを提案もし、またいろいろな取り組みも聞かせていただきました。どうしたら検診率が向上し、早期発見早期治療で御元気でいただけるかということが本当に大きな課題で、できることは全て取り組んでいただきたい、そういった強い思いでございます。

先ほど、午前中に御紹介をいたしましたように、がんの検診の受診率は県下でも本当に低いところでずっと変わっておりません。無料クーポン券の事業等も進めていただきまし

たけれども、一時は伸びましたけれども、また下がってきていると、そういったことで、何としてもという思いでいっぱいでございます。

健康寿命の重要性が叫ばれている昨今でございます、県下でトップの検診受診率を目指すぐらいの勢いで、市民の皆様の健康を守るための取り組みをしっかりとさせていただきたい、このことを強く要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、高砂議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、20番、田中健次議員。

〔20番 田中 健次君 登壇〕

○20番（田中 健次君） 「市民クラブ」の田中健次です。

質問の第1は、沖縄辺野古への土砂運搬についてであります。沖縄防衛局の文書によれば、沖縄辺野古の新基地建設のために、海砂、岩ズリ、山土、合わせて2,062万立方メートルの土砂等を採取するとし、そのうちの海砂、山土は沖縄周辺または沖縄で採取するとされていますが、岩ズリについては沖縄の2地区のほか、徳之島、奄美大島、佐多岬、天草、五島、門司、瀬戸内の7地区から採取するとしております。

このうち、門司地区の詳細図の図面では、北九州市門司区の3つの採取場所のほか、防府市の向島と周南市の黒髪島が採取場所として示されております。向島については、田ノ浦海水浴場と立岩稲荷神社との間の海側の位置というふうになります。つまり、向島の岩ズリと呼ばれる土砂を沖縄まで運搬して、辺野古で埋め立てに使うことが計画をされております。

そこで次の2点について、市執行部のお考えをお伺いいたします。

1つ目は、向島での作業に伴い、土砂が海へ流出することによる漁業被害は懸念されないかという点です。沖縄防衛局の文書で見ると、門司地区の岩ズリのストック量は全体の約3割で、採取場所別にみると、9地区の中で最大の供給場所となっております。門司地区の中で向島がどのような位置になるかは不明であります、大量の土砂を扱うことになればその作業や、大雨などに伴い予想しない形で土砂が海へ流出することが懸念されることはないか、また、土砂が海に流出するとすれば、このことによる漁業被害は懸念されないか、市執行部のお考えをお伺いいたします。

2つ目は、天然記念物向島タヌキ生息地への影響です。国指定天然記念物向島タヌキ生息地は、1926年、大正15年に指定されておりますが、1975年、昭和50年に保存管理計画を策定し、向島全域を4つの区域に分け、タヌキの保護対策を講じております。

人の居住する地域や採石場のある当該地区は、生活及び産業の用途地区として規制が一番緩い第4種区域になります。しかし、この採石場の山側は第2種区域となり、タヌキ生息の重要保護地域として環境保全に努め、住民の直接生活用地以外のものについては第1種区域に準ずるとしています。

規制が一番厳しい第1種区域は、タヌキの増殖用地として保存し、現状変更に係る行為を厳しく制限するとしています。つまり採石場の山側は、第2種区域として住民の直接生活用地以外のものは、現状変更を厳しく制限するとしております。

ところで、採石場の現地は民間の土地であり、立ち入りはできませんが、インターネットで閲覧可能な航空写真と市担当課からいただいたタヌキ保護のための区域図を見比べ、この2つを重ねてみると、採石場の山側は厳しく規制する第2種区域となっており、その第2種区域にまで土砂採取が明白な土の色が見え、現状変更が既に行われ、緑に覆われた他のところとは明らかに異なっております。

つまり、産業の用途地域をはみ出して現状変更に係る行為を厳しく制限する区域にまで広がって、採石がされているようにしか見えません。そうであるならば、既に現在の状況は、「向島タヌキ生息地保存管理基本計画」で定めた保護区の制限に反するものであり、これ以上の採石や土砂採取は「向島タヌキ生息地保存管理基本計画」で定めた保護区をさらに壊すことになると思います。

現在の状況について市執行部はどう考えておられるのか、文化財保護の立場から現地への立ち入り調査なども実施すべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

採石を業として行おうとする者は、岩石の採取によって災害が起きることを未然に防止するべく制定された採石法なるものによって厳しく規制を受けることとなります。この採石法では、採石業者が、岩石の採取を行おうとする場合は、事前に県へ登録をした上で、岩石採取場ごとに採取計画を定め、県知事の認可を受けなければならないこととされておりまして、山口県におきましては、この認可を商工労働部商政課産業資源班が担当されております。

そして、県知事の認可に当たっては、当該地の市町に意見を求めることとなっており、市といたしましては、これまで岩石の採取に伴う災害の発生を防止する観点から、県に随行する形で現地調査をした上で、岩石採取計画に基づいて行われる岩石の採取が、周辺住民や関係者に危害を及ぼさないか、公共の用に供する施設を損傷しないか、漁業、農業、

林業またはその他の産業の利益を損じないか、さらに公共の福祉に反しないかなどの側面から、具申してまいりました。

1点目の、向島での作業に伴い土砂が海へ流出することによる漁業被害は懸念されないかとのお尋ねですが、県は、向島の採石業者に対して平成23年12月に認可を与えております。

当時、市といたしましても、先ほど申し上げた項目を検討した上で、周辺海域等の汚濁防止を図ることを意見としてしっかりと申し上げておりますことや、さらに、県からも場外への土砂、汚水の流出の防止に万全を期すとともに、土砂を搬出する際には、海域の汚濁防止に努めることなど的確な指示がなされております。

また、それ以降、法に基づいて、県と市の担当者が定期的に現地調査を実施しており、本年6月30日にも現地に赴き、平成23年12月以降現在まで、岩石採取作業が行われていないことを確認しております。

しかし、今回の認可期間が平成30年11月30日までとなっておりますことから、仮に現地での採石作業が行われる場合には、採石業者に対して、県と連携して採石法を遵守の上、適正に実施されるよう、強く指導してまいりたいと存じます。

次に、2点目の、天然記念物向島タヌキ生息地への影響をどう考えるかとのお尋ねでございましたが、国の天然記念物に指定された向島タヌキ生息地のタヌキの生息環境を守るため、昭和50年に「向島タヌキ生息地保存管理基本計画」を策定し、タヌキの保護対策として、全島を第1種区域から第4種区域まで区分しております。

この区域の第1種区域は、タヌキの繁殖用地として保存し、現状変更に係る行為を厳しく制限する。タヌキが繁殖しやすいように、増殖対策を考慮し実施するものとするとし、第2種区域は、タヌキ生息の重要保護地域として、環境保全に努めるものとする。当地域の現状変更に係る行為については、住民の直接生活用地以外のものについては、第1種区域に準ずるものとする。森林の伐採等は制限し、タヌキの好む樹種の繁茂に努めるものとするとし、第3種区域は、タヌキの生息の保護地域として環境を保全し、タヌキの増殖に備え、観察を要するものとする。現状変更に係る行為については、住民の生活に必要な最小限の用地及び公共施設以外については制限するものとするとし、第4種区域では、タヌキの生息に及ぼす影響の軽微な地域として、生活及び産業の用途地域とする。現状変更に係る行為について緩和できるものとするとして定めております。

なお、第1種区域は小田地区の市有林の範囲を位置づけており、野犬等の被害を防ぐため、保護柵で囲うとともに、現状変更を厳しく制限しております。

さて、採石範囲が第4種の区域を越えて第2種区域まで広がっているのではないかとの

お尋ねでございましたが、この採石場は、「向島タヌキ生息地保存管理基本計画」を策定する以前から、文化庁の現状変更の許可を受けた上で採石しており、第4種の区域は、採石業者から提出された岩石採取計画に示された区域を取り巻くように、広範囲に設定されておりました。

この第1種から4種までの区域については、「向島タヌキ生息地保存管理基本計画」に添付の保護区の区分図として示されたもので、策定当時は地籍調査が実施されていなかったことから、地番の記載がないものでしたが、明確化することが求められておりました。

その後、地籍調査も終えたことから、採石場周辺の確認ができるよう地番入りの詳細な図面を国、県と協議の上、作成しております。

これにより、採石業者から提出されている岩石採取計画の採石範囲は、第4種区域内におさまっていることを確認しております。

なお、採石業者からの事業計画拡大の意向を受けた際に、県と市の担当者及び採石業者が現地に赴き、確認しておりますが、地番入りの図面作成後の採石業者の申請は、いずれも岩石採取の期間延長の申請のみとなっておりますことから、現地確認は行っておりません。

今後、大きな状況変化の申し出等があった場合は、現地確認を行ってまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） まず最初の1項目めの漁業被害というようなことについては、県と共同歩調で対策をとるといふようなことでありますので、しっかりとやっていただきたいと思っております。場合によったら、かなり大量の土砂を搬入するという形で作業があるかもしれないので、その際にはきちっとした対応をとっていただきたいと思っております。

それから2つ目のタヌキ生息地については、ちょうどことしが指定90年の節目の年ということになるんだと思うんですが、私が見た昭和50年、1975年の地図、執行部のほうからいただいたものですが、それとグーグルで見れるマップを比べると、やはりはみ出しておるのではないかという疑惑が持たれたわけですが、そうやってされて、現状問題がないということであれば、それを信用したいと思っております。

それで、これまでは期間の延長だけという形でしておったということですが、採石の区域を拡大するといふような申請は、最近はされていないということですが、それについては県の権限であります。この天然記念物タヌキの生息地に関しては、市が指定をされたということで、この今の現状の4種区域、4種の周辺の区域からそれを拡大すると

というようなことは、市として考えられておるのかどうか、この辺だけ確認したいと思いません。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） お答えします。

今の第1種から第4種につきましては、先ほど来話が出ております、計画を策定したときに指定したものでございますが、今の現状を考えますと、これを、ラインを変えるというようなことは考えておりません。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） わかりました。そういう形であれば、現状きちっと守ってタヌキの保存といいますか、そういうことに力を尽くしていただきたいと思えます。

時間も限りがありますので、次の質問に移りますが、質問の第2は、平和教育の推進についてであります。私がこの議会で平和教育の推進を取り上げようと思いついたのは、幾つかの新聞記事や折に触れて感じる背景にあります。

まず、8月19日に山口市で開かれた「やまぐちピースフォーラム2016」を紹介する新聞記事によれば、フォーラムでは長崎大核兵器廃絶研究センター所長の講演のほか、県内市町の首長らが平和について考えを述べられました。その中で、山口市の渡辺市長は、市内全ての小学校が修学旅行で広島を訪問し、平和学習をしていることを紹介し、また萩市の野村市長は、被爆者が減少する中、被爆国として事実を継承できるかが大事との認識を示されたと報道されております。また、光の旧海軍工廠空襲で犠牲となった動員学徒を追悼する追悼式が山口高校で8月14日に開催されたとの記事なども目にいたしました。

また、新聞記事とは離れますが、昨年11月に開催された防府市主催の戦没者追悼式の中で、遺族会の代表者が戦争体験の継承を強く訴えられたことも記憶に残っています。

そうしたことから、次の2点について市教育委員会のお考えをお伺いします。

1つ目は、小・中学生の修学旅行等の中で平和に関する学習を必修と位置づけ、広島、長崎、沖縄等に行くようにするべきではないかという点についてです。「やまぐちピースフォーラム」での山口市長の御発言のように、山口市は全小学校の修学旅行で広島を訪問し、平和学習をしているようですが、防府市でも小・中学生の修学旅行等の中で、平和に関する学習を必修と位置づけ、広島、長崎、沖縄等に行くようにするべきではないのかと思えますが、この点について市教育委員会のお考えをお伺いいたします。

また、防府市では小・中学校の修学旅行や体験学習等で平和教育がどのように取り組まれていたのか、この点についてお尋ねをいたします。

2つ目は、戦争体験、被爆体験を語り継ぐ取り組みを各学校で夏休み等に企画すべきではないかという点についてです。防府市では毎年8月6日、9日、15日にサイレンを鳴らし、黙禱することを市広報などで呼びかけていますが、8月の夏休み期間中の登校日や土曜授業などで、戦争体験、被爆体験を語り継ぐ取り組みを積極的に進めてはいかがでしょうか。市教育委員会のお考えを伺います。また、防府市の取り組み状況についてお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 御質問にお答えいたします。

まず、小・中学生の修学旅行等の中で、平和に関する学習を必修と位置づけ、広島、長崎、沖縄等に行くようにすべきではないのかとの御質問でございますが、修学旅行の行き先については、学校の方針、あるいは児童・生徒及び保護者の意向等々を総合的に勘案しながら学校ごとに決定されるものでございます。

市内の学校の平和に関する学習を位置づけた修学旅行等の過去3年間の実施状況でございますが、小学校については平成26年度に広島平和記念資料館に8校、長崎原爆資料館に1校、福岡県筑前町の大刀洗平和記念館に5校が、平成27年度には、広島平和記念資料館に9校、大刀洗平和記念館に5校が行っております。そして平成28年度、本年度でございますが、修学旅行を実施しなかった野島小学校を除く16校の全ての小学校で平和に関する学習を計画しておりましたが、熊本地震の影響で、2校がやむを得ず行き先を変更しました。結果といたしまして、広島平和記念資料館に12校、大刀洗平和記念館に2校が行っております。

このように、市内の小学校は広島市、長崎市などを行き先といたしまして、平和に関する学習を位置づけた修学旅行を実施してきております。子どもたちは、現地の平和資料館の見学や体験者等との交流を通じて被爆地の実態を知り、戦争の悲惨さと平和の大切さを実感しているところでございます。

また、中学校につきましては、修学旅行先に沖縄県平和祈念資料館や鹿児島県知覧特攻平和会館を選定している学校がございます。また、校外学習といたしまして回天記念館を訪れている学校もございます。

なお、修学旅行を実施するに当たっては、戦時中の人々の生活の様子などについて事前学習を行い、その中で出てきた課題を解決していこうという目的意識を児童・生徒にもたせるなど、平和に関する学習が充実したものになるよう計画的に進めています。

先ほど申し上げましたように、修学旅行の行き先につきましては、学校ごとに総合的に

勘案して決定されるものでございますが、本市教育委員会といたしましても、修学旅行が学校内では得がたい学習を行う機会として有効な教育活動になるよう、計画と実施について各学校に指導してまいります。

次に、戦争体験、被爆体験を語り継ぐ取り組みを各学校で夏休み等に企画すべきではないかとの御質問にお答えいたします。

本市の全ての小・中学校では、学習指導要領にのっとり、児童・生徒の発達段階、各学校の実情に応じて、教科、道徳、学校行事、総合的な学習の時間を通じて、計画的に平和に関する学習が行われております。例えば、小・中学校の社会科におきまして、原爆や戦争の悲惨さなどを取り上げ、平和維持に向けた各国の相互理解や協調の大切さなどについて学習しております。

また、総合的な学習の時間や道徳の時間、特別活動、修学旅行等の機会を捉えて語り部の方による戦争体験、被爆体験の講話を計画的に実施しております。さらに、それぞれの校区内にお住いの方との交流の中で、戦時中の暮らし等について講話の依頼をしている学校もございます。

申すまでもなく、このような戦争体験、被爆体験を語り継ぐ取り組みは、未来を担う子どもたちにとって、必要かつ大切なものだと考えております。

なお、この9月から「ほうふ幸せます人材バンク」制度が新たにスタートいたしますが、戦争体験について話していただける登録者の方の情報についても学校に積極的に提供してまいりたいと考えています。

いずれにいたしましても、平和教育は大変意義深いものと認識しており、今後も各学校の実情に応じ、さまざまな機会を捉えて、児童・生徒が戦争体験等について地域の語り部の方などから学ぶ取り組みを推進するよう、校長会を通じて各学校に働きかけてまいります。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） わかりました。

小学校については、28年度、広島あるいはそれにかわるどころということですが、ちょっと気になりますのは、中学校が以前と比べてそういったところへ行かなくなってるのではないかということ、地域の学校だとかそれからいろいろお話を聞く中で感じておりますので、申し上げました。

先ほどちょっとお話がありましたように、沖縄あるいは知覧の基地、そのほか徳山の、今は周南市ですね、回天の基地だとかいうことがありますが、中学校についてもやはり、

この辺について考えるべきではないかということ意見を申し上げます。

それと、基本的に各学校で計画するというのはそのとおりなんですけれども、やはりその中で平和学習に関するものは入れるようにしてほしいというようなのは教育委員会の大きな方針としてあってもいいのではないかと。この点について、あと、御答弁を願えたらと思います。いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今の御質問ですが、小学校におきましては、やはり平和学習、子どもたちにとって大切なものと位置づけておりまして、ちょうど私ども市内の学校が1泊2日で行く修学旅行につきましては、広島さらには長崎、さらには今の大刀洗平和記念館等々、コースとしては適当だと考えております。

中学校におきましても、平和に関する学習は、先ほど御答弁申し上げましたが、教育課程の中できちっと位置づけて学習しておりますし、この修学旅行でということに関しましては、少し費用あるいはさらには平和学習だけを修学旅行の目的ということにはできませんと申しますか、なかなか難しいところもございますので、子どもたちは小学校、中学校その成長の過程で、小・中連携の中で1回はそうした平和に関する記念館等で直接体験ができるような、そうした取り組みを、また私どもは進めてまいりたい、学校に働きかけてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） わかりました。

小学校、中学校通じて考えていただければと思うんですが、それと私が言ったのは、修学旅行を平和教育に特化するという意味ではありません。修学旅行の中に平和教育というもの、平和学習というものを、ひとつ抜かしてはならないものの一つの要素としてということであります。

それで、質問しながら、ちょっと各地の状況など見る中で、例えばこれは広島市などは被爆された市でもありますから、平和教育が進んでいるわけですが、平和教育プログラムという形で、小学校の1年生から3年生がプログラム1の段階だと。被爆の実相に触れ、生命の尊さや人間愛に気づくというのをテーマにしております。

小学校の4年から6年はプログラム2ということで、被爆の実相や復興の過程を理解する。

中学生になるとプログラム3ということで、世界平和にかかわる問題を考察するという形で、段階的に自分から周りに広げていき、そして世の中というのか社会というものを考

えるように平和教育というものをすると。そういうふうには成長の段階に応じて平和教育というものがあるんだろうと思います。

そういったこともひとつ参考にしていただければと思います。そのほか、平和教育指針というようなものをつくってる市が幾つもあります。

それと、もう一つ紹介するのは、大阪府であります。大阪は御存じのように東京と並ぶ大空襲ということがあって、大阪空襲を語り継ぐ平和ミュージアムというものがありますが、そこでは戦争体験を継承するそういった人たちを紹介する、あるいは平和紙芝居の案内をする。そのほか、戦跡ウォークというものの案内をするだとか、そういう形のものをして、社会教育、生涯学習教育、あるいは学校教育と結びつくようなものをして、ということだけ紹介をさせていただきたいと思います。

防府市の取り組みの参考にしていただければと思って紹介いたしました。

それでは次の質問に、時間の関係もありますので移らせていただきます。

質問の第3は、非正規公務員の雇止めについて、2点についてお尋ねをいたします。

1つ目は、3月議会で消費生活センター相談員の雇止めを今後改善する趣旨の答弁がりましたが、その後の検討はどうなったのかという点であります。3月議会に執行部から提出されました消費生活センターの組織及び運営等に関する条例、この審議の際に、国の参酌基準では消費生活センター相談員の雇止めの見直しが明文化されており、現行の就業要綱を改めるべきとの質疑に対し、できるだけ早い時期に見直し、改善する方向で検討するという趣旨の答弁がされております。既に半年近く経過いたしました。その後の検討はどのようなになったのか、この点についてお伺いいたします。

2つ目は、その他の課の非正規公務員の雇止めについては今後どうするのかという点についてです。3月議会の答弁では、嘱託職員の5年雇止め問題は市全体で考えるべきものであることも申されました。その他の課の非正規公務員についても検討が進んでいるのではないかと思います。この点についてはいかがでしょうか、御回答をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） 非正規公務員の雇止めについての御質問にお答えいたします。

非正規公務員である臨時・非常勤職員の任用等の取り扱いについては、平成26年に総務省公務員部長から各自治体へ通知が出されております。

この通知によりますと、臨時・非常勤職員がつくこととされる職については、本来原則1年ごとにその職の必要性が吟味される新たに設置された職と位置づけられるものとされ、同一の者が長期にわたって同一の職務内容の職とみなされる臨時・非常勤の職に繰り返す

任用されることは、臨時・非常勤職員としての身分や処遇の固定化などの問題を生じさせる恐れがあることに留意が必要であるとされております。

また、再度の任用に当たっては、地方公務員の任用における成績主義や平等取り扱いの原則を踏まえれば、繰り返し任用されても、再度任用の保障のような既得権が発生するものではなく、臨時・非常勤職であっても、任期ごとに客観的な能力実証に基づき、当該職に従事する十分な能力を持った者を任用することが求められるとされております。本市におきましても、この通知に従い、臨時・非常勤職員の任用等について検証し、必要な対応を既に検討しているところでございます。

議員御質問の、第1点目の消費生活相談員の雇止めの改善についてでございますが、今後、さきに申し述べました国からの通知の考え方に従いまして、客観的な能力の実証方法や選考方法の見直しなど、さらに具体的な制度の運用方法を検討し、来年29年4月から実施を目指してまいりたいと考えております。

また、第2点目のその他の課の嘱託職員につきましても、消費生活相談員と同様の考え方によって対応してまいりたいと考えておりますので、合わせて御理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） ちょっと抽象的な御答弁ですけれども、29年の4月からはということで、まず消費生活センターについてはその雇止め、年数を区切るということはないということによろしいわけですかね。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） わかりました。

したがいまして、そうすると、その他の課の、例えば代表的なものは嘱託職員ですけれども、嘱託職員についても一年一年が言ってみれば任期という形であって、それが結果として長くなったとしても、そのことが長期の雇用を保障するものではないというような考え方に立って、これまで5年というような形、あるいは消費生活相談員については、特に市長が認める場合は6年というふうにしておりましたが、そういったものについては改めていくという、そういうことによろしいわけですかね。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） そのとおりでございます。

これまでの要綱で5年、あるいはただし書きで6年とかありましたけど、そういったものは能力の実証さえすればもうなくなりますよということでございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） わかりました。

前向きな御答弁、ありがとうございます。

総務省の通知については、いささか私自身は問題点もあろうとは思っておりますが、平成26年の7月通知ですね。しかし、募集に当たって任用回数や年数が一定数に達していることのみ捉えて、一律に応募要件に制限を設けることは、平等取り扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきと、こういうふうに総務省の通知は申しております。

つまり、5年たったら受けては、もう応募していけないということは、平等取り扱いの原則には反すると。そして採用するときには、成績主義という形で優秀な方を採用することであれば、この点については、評価したいと思います。

それで今、嘱託職員というふうに申し上げましたが、嘱託職員以外でもパート職員、その1つの例とすれば、私が以前にも取り上げたことがある学校図書館の学校司書。学校司書はパート職員ですけどやはり5年というような制限がついております。

議会の委員会の視察で一昨年行った市川市、それからその前に行った箕面市、それから改選前ですけども岡山市、いずれもそういったところはそういった制限を設けなくて、むしろ貴重な人材であるからそれを逃すようなことはしないという考え方でありましたので、こういった点もぜひ今後は努力をしていただければと思います。

この質問については、前向きな御回答をいただきましたので、これで終わりたいと思います。

質問の4つ目、これが最後の質問になるかもしれませんが、あれもこれもと考えるとうちに4つになってしまいましたが、何とかおさまりそうであります。

質問の第4は、学校図書館についてであります。防府市の学校図書館については、人の配置は遅れ、文部科学省が交付税措置している2校に1人の配置にはまだ数年かかりますが、今年度は8名へと大きく前進しました。県内トップ水準の山陽小野田市のように、全校に1人の配置を目指してほしいと思います。

ところで、今年度中に学校図書館ネットワークが整備され、市立図書館と学校図書館がネットワークシステムで結ばれ、図書の一體的な検索が可能となり、学校図書館同士、あるいは市立図書館と学校図書館とで必要な図書の貸借が可能となります。

しかし、予算書や参考資料を見ると、学校間や市立図書館と学校とで図書を配送する物流システムのための予算が確保されていないように思います。

そこで、1つ目の質問として、こうした図書を配送する物流システムを早急に検討すべきではないかと思いますが、この点について市教育委員会のお考えをお伺いいたします。

2つ目の質問は、授業に必要な図書を各学校図書館へ貸し出しするため、学校図書館への貸出専用図書を市立図書館で整備する必要があるのではないかという点についてであります。

市立図書館が学校の授業等を支援する上で、授業の単元に応じて本が必要となりますが、先進的な市では学校図書館への貸出専用図書を整備し、学校からの要望にすぐ応えられるようにしております。一昨年に教育厚生委員会が視察・調査した千葉縣市川市では、こうした図書が8,000冊程度あり、40冊のセットを小学校低学年用、中学年用、高学年用、中学生用、特別支援学校用として活用しておりました。

防府市でも授業に必要な図書を各学校図書館へ貸し出しするため、学校図書館への貸出専用図書を市立図書館で整備する必要があるのではないかと思いますが、市教育委員会のお考えをお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） 学校図書館についての御質問にお答えします。

まず、1点目の図書の配送についての御質問でございますが、現在、市立図書館では、学校へ貸し出す図書が数十冊となる場合は、宅配便を利用した配送を行っており、数冊の場合は市の通送便、連絡便ですが、これを利用し、返却も同様に行っております。

議員御案内の、市立図書館と学校図書館を結ぶ図書館ネットワークについては、県内初の取り組みでありまして、現在、平成29年1月からの稼働に向けて準備を進めているところでございます。

ネットワーク稼働後は、市立図書館と学校図書館の間で蔵書の横断検索が可能となるなど、情報が共有化され、市立図書館と学校図書館、あるいは学校図書館相互での貸借も促進されるものと考えております。

これに伴い、図書の移動冊数が増えることが予想されますので、利用や配送量の状況に応じて、先ほど申しました宅配便の割合を増やすなど対応してまいりたいと考えております。

また、今後の利用状況を把握していく中で、図書配送方法の大幅な見直しが必要となった場合に対応できるよう、先進事例を調査・研究してまいりたいと思っております。

次に、2点目の学校図書館への貸出専用図書の整備についての御質問でございますが、現在、市立図書館では、学校の授業等で、利用が見込まれる図書については、複数冊購入するようにしており、各学校へ貸し出す際には、1回につき40冊までといたしております。

す。

貸出図書数が数十冊に及ぶ場合には、先ほど申したように宅配便で配送する学校貸出体制というものをとっておりまして、学校からの要請に応じております。

しかしながら、貸し出しの内訳は読み物が中心で、授業で使用するものに特化はいたしておりません。

図書館ネットワーク稼働後は先ほど申しましたとおり、図書の有効活用が図られますので、授業等で必要となる図書の収集に向けて、市立図書館と各学校の連携を一層深めてまいりたいと思っております。

なお、学校専用図書のあり方につきましては、各学校のニーズを踏まえながら、先進事例を調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 当面、先ほど教育部長が言われた物流システムについては、そういう形で対処されればいいと思います。

ただ、やはりできれば新年度に、そういった宅配なら宅配の予算というものを私は計上することを考えるべきじゃないかというふうに思います。

これは参考になるかわかりませんが、議会の委員会が行きました市川市では、年間70回、つまり週2回を軽トラック2台で全ての学校、これ全部で合わせると67カ所あるそうですが、回るという形の予算を計上しているようです。それに係る予算は250万円程度でありましたけれども、市川市の人口と防府と比べれば、100万円以下で十分足りるだろうとは思いますが。車2台で回るという形で週2回ということですが、市川市の場合には全ての学校に学校司書が配置されておりますから、こういうことが可能ですが、防府市の場合にはこれでもし月木というふうに日にちを2回と決めれば、月木にいる学校と学校司書さんがいない学校が出ますので、ある意味では宅配便方式がいいのかもしれませんが、ぜひこの辺については検討、お願いしたいと思います。

それからもう一つは、専用図書の問題とも関係がありますが、物流システムのいき方でいくと、これは学校図書館同士が市川市の場合はむしろ7割、それで市立図書館と学校図書館のは3割というふうに言われておりました。学校同士で、お宅の学校にあるものをうちの学校に貸してという形で、というものが非常に、むしろそちらの方が多いということでありました。

それで、そういうこととちょっと違うかもしれませんが、市川市の場合には、言ってみれば学校図書館専用の図書という形で、これはいわゆる図書館のシステムには登録しない、

だから一般の人が検索をして貸し出しすることができない、そういう授業専用を使うことができる、調べ学習だとかそういう形で、そういうものを8,000冊程度用意してるといふことであります。

そういう形で、各学校で共通に使える、学校の授業の単元に合わせてこういうものがほしいだとか、理科だとか社会だとか、先ほどの平和学習であればそういった戦争だとか原爆だとかそういう関係のものだとか、あるいは古い歴史を調べる、あるいは京都・奈良のほうへ修学旅行へ行くとすれば、そういったお寺だとか神社だとか古い歴史についてのもののセットをつくっておくだとか、そういう形のもので対応されてるといふ思いますし、また、生き物だとかいうものについてのそういったものを用意するだとか、そういうものをあらかじめ用意しておけば、言ってみれば図書館の職員さんがそれを書庫から、あるいは開架の並んでるところから引っ張り出して準備するというような手間が要らないし、簡単にそういったものが、だんだん経験の中でセットができていくと思ひますが、要望が多いようなものを、そういう形でぜひ、御検討をお願いしたいと思ひます。

市川市の場合には、片山総務大臣、元鳥取県知事だった片山氏が総務大臣のときに、普段光が当たらないところに光を当てるといふそういった交付金が出て、図書館だとか自殺対策だとか、そういったものに使えるといふことで、市川市の場合にはそれを充てたといふことであります。防府市の場合には、その際私はそういうものに全然使っていないといふことで、苦情を申し上げた覚えがありますが、毎年の図書費の中であることも可能でありますし、予算の中で一般用の図書のお金が減るかもしれませんが、それは全体の中でいけばわずかな金額になろうかと思ひます。そういった形のもものをぜひ今後は計画をいただきたいといふことを要望として申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、田中健次議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。どうもお疲れさまでございました。

午後1時59分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年9月8日

防府市議会議長 安藤二郎

防府市議会議員 木村一彦

防府市議会議員 橋本龍太郎

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年9月8日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員